

# 元 氣 の 源 通 信

充実した人生を送るために心・技・体を磨き続ける  
みんなが笑顔で暮らせる社会をつくろう

福岡市博多区比恵町 11-7-701  
深川経営労務事務所・(株)グッジョブ  
特定社労士・人事コンサルタント 深川順次  
TEL092-409-9257 FAX092-409-9258

(今月の言葉) 年次有給休暇 5 日付与義務への対応

- ①年次有給休暇とは
- ②年次有給休暇取得の現状
- ③義務化への対応策

2018 年 12 月号 (第 181 号)

来年(2019 年)4 月から年次有給休暇 5 日付与義務が始まります。

昨年、年次有給休暇の取得率は、初めて 5 割を超え、51.1%(取得日数 9.3 日)となりました。しかし他国に比べてまだかなり低い取得率に変わりありません。

そこで導入されるのが年 5 日の義務化です。年次有給休暇が確実に取得できる仕組みとして、付与日数が 10 日以上に従業員を対象に、年 5 日については、時季を指定して年次有給休暇を与えることを使用者に義務付けられることになったのです。

年次有給休暇の取得率の向上や長時間労働の是正は、人の採用、定着率の向上からも不可欠の課題となっています。その観点からも積極的に取り組むことが求められています。

今回は、年次有給休暇 5 日付与義務について検討します。

## 年次有給休暇 5 日付与義務への対応

### ■年次有給休暇とは■

#### 【年次有給休暇の目的】

年次有給休暇とは、一言でいえば「一定期間勤務した従業員に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与する休暇」です。これは国際的に労働者の権利として承認されているものです。

#### 【年次有給休暇付与の要件】

年次有給休暇付与の要件は、2 つです。①雇入れの日から 6 ヶ月経過していること、②その期間の全労働日の 8 割以上出勤していること、です。この要件を満たした従業員には年次有給休暇が付与されます。

年次有給休暇は従業員が請求する時季に与えなければならないとされています。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合のみ、他の時季に変更することはできますが、付与しないとはできません。

#### 【年次有給休暇の付与日数】

年次有給休暇の付与日数は、次のようになっています。週所定労働日数 5 日(又は週 30 時間)以上働く従業員は上の表が適用、4 日以下(かつ週 30 時間未満)のパート従業員には、下の表が適用されます。

勤続年数	6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月
有給休暇日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

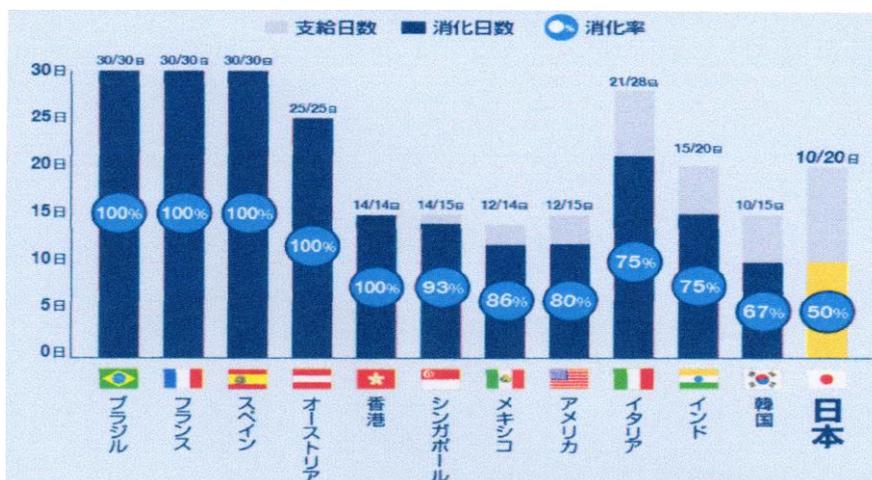
週所定 労働日数	1 年間の 所定労働 日数	付与 日数	勤 続 年 数						
			6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月 以上
4 日	169~ 216 日		7	8	9	10	12	13	15
3 日	121~ 168 日		5	6	6	8	9	10	11
2 日	73 日~ 120 日		3	4	4	5	6	6	7
1 日	48 日~ 72 日		1	2	2	2	3	3	3

## ■年次有給休暇取得の現状■

平成 29 年 1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数は、従業員 1 人当たり 18.2 日、その内従業員が取得した日数は 9.3 日となっています。取得率は 51.1% で前年の 49.4% からわずかに増えています。（「就労条件総合調査」厚生労働省による）

しかし今だ取得率は 50% 前後に低迷しており、他国に比べて低い、しかも年次有給休暇を 1 日も取らない従業員がかなり存在しているということで、今回の 5 日義務化が導入されたのです。

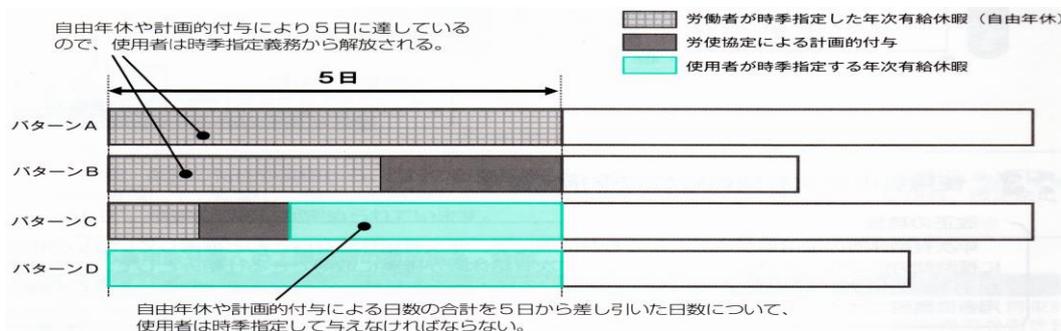
では、他国の現状はどうなっているのでしょうか。下図は世界最大級の旅行会社エクスペディアが世界 30 カ国 18 歳以上の有職者男女 15081 名を対象に調査し発表したものです。



これによりますと、有休消化率(取得率)は、2年連続最下位となっています。

## ■義務化への対応策■

まず、5日以上自由に取得している従業員、あるいは5日以上計画的付与を行っている従業員は、今回の指定義務の対象にはなりません。



有休管理簿の作成は必須で、3年間の保存が義務付けられています。

また、この法律に違反したときは(従業員ごとに)30万円以下の罰金となっています。

### 【計画的付与を活用する】

5日付与義務化に対応するために計画的付与を活用する方法があります。

#### ①企業もしくは事業所全体で一斉付与する方法

盆、年末年始、ゴールデンウィーク等の休暇を行うときに年次有給休暇を組み合わせます。

#### ②班・グループ別に交代制付与する方法

企業もしくは事業所(店舗)全体で休めないときに活用します。

Y社では盆、年末年始、ゴールデンウィークにそれぞれ10連休をつくっています。社員をAとBの2グループに分け、Aグループは金曜日から休み始めて10連休、Bグループは次の日曜日から休み始めて10連休。そうしますと会社の休業日は実質5日間だけです。

#### ③個別的に付与する方法

例えば、従業員の誕生日や結婚記念日、子供の誕生日などを「アニバーサリー(メモリアル)休暇」として、年次有給休暇に充てている企業もあります。